

民主化闘争情報

No. 846
2011年12月21日
発行 日本鉄道労働組合連合会
(JR連合)

12月20日、「訓告処分無効確認等請求事件(松戸車掌区事件)」の原告である栗原孝氏が、三年間の東京臨海高速鉄道での出向期間を終え、JR東日本東京支社の総合訓練センター主席への発令通知(1月1日付)を受けた。

栗原孝氏(松戸車掌区事件原告)がJR東日本復帰! —引き続き、原判決の破棄を求めて上告審で闘う!—

JR東日本ユニオンの栗原氏(前・松戸車掌区指導助役)は、2008年8月、「複数の社員から酒気帯びを指摘され勤務の一部を欠いたことは、社員として不都合な行為である」として訓告処分を受けるとともに、東京臨海高速鉄道への出向命令を受けた。JR東日本は、「アルコール臭がした」とする東労組一部組合員の指摘のみを根拠に、会社として責任を持って事実関係を調査することもなく、栗原氏に処分を下し、出向発令を行ったのである。

一審では、原告側証人が栗原氏の酒臭を否定するとともに、事件当日の状況を詳細に証言したにもかかわらず、東京地裁は1月28日、この証言を一切採用することなく、原告請求を棄却する判決を言い渡すとともに、東京高裁も8月18日に原告控訴を棄却し、一審判決に追随した。

原判決の最大の問題点は、会社は処分理由として「酒臭を指摘された」としているのに対し、「実際に原告の酒臭を感じた」と認定したことである。まさに、「処分の効力はその処分の理由とされた非違行為を対象として判断すべきである」とする最高裁判決(平成8年9月26日)に反する不当判決である。

控訴審判決を不服として、原告側は、原判決の破棄を求めて上告し、現在、最高裁が「上告理由書」について審理をおこなっているところである。

JR東日本への復帰は、不当な扱いを許さない裁判闘争の成果!

三年間の出向期間満了後の再出向も想定された中での、今回の栗原氏に対する総合訓練センター主席への発令は、JR連合が全力で支援してきた裁判闘争の成果であると言える。

JR連合は、会社による不当労働行為やJR総連の不法行為を見逃ごすことなく、組合員の利益を守るため、この間、全力で取り組んできた。浦和電車区事件、三鷹電車区事件などに対する「被害者救済運動」の取り組みは、吉田氏のJR東日本復職、佐藤氏の運転士復帰など大きな成果を勝ちとってきた。

今回の発令で栗原氏のJR東日本復帰は果たされたものの、事件の背後要因は未解決のままである。JR連合は、本裁判を「安全で明るいJRの職場をつくろう!」運動の一環として位置づけ、東労組の“聖域”とされる運転職場の職場秩序確立にむけた取り組みとして、引き続き、上告審において、原判決の破棄を求めて、闘っていくものである。

